サツマイモ基腐病に関する遵守事項の見直しについて

2026年４月17日
茨城県農林水産部

○茨城県総合防除計画では、まん延すると影響が大きいサツマイモ基腐病について、全ての農業者（家庭菜園で栽培する方を含む）の皆様に取り組んでいただきたいこととして、「遵守事項」を定めています。

○昨年11月にサツマイモの大産地で当病害が発生したことを踏まえ、予防対策の徹底と発生時の防疫措置を強化するため、遵守事項の見直しを行いました。※総合防除計画及び遵守事項は、改正植物防疫法（令和５年４月１日施行）に基づくものです。

遵守事項の内容（下線部が変更箇所）

①県が実施するまん延防止のための調査並びに抜き取り及び消毒を含む防疫措置に協力する。
②来歴が明らかな健全な種いもや苗を使用する。
③発病株の早期発見のため、定期的にほ場の見回りを行う。
④ほ場の排水対策を実施する。
⑤農業用資材や農機具を別ほ場で使用する場合は、十分に洗浄する。
⑥本病の発生（疑義症状を含む）を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株及び発病のおそれがある株を速やかに抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出し、適切に処分する。
⑦⑥の後は速やかに、感染拡大を防止するため、発生ほ場及び隣接するサツマイモほ場に薬剤散布を実施する。
⑧本病発生ほ場及び発生のおそれのあるほ場では、収穫後、作物残渣を速やかにほ場外に持ち出し適切に処分するとともに、土壌消毒を実施する。
⑨収穫後のサツマイモは、収穫したほ場を特定できるよう、ほ場毎に区分した上で管理する。
⑩本病発生ほ場では、２年間、サツマイモを作付けしない。
⑪本病発生ほ場でサツマイモの作付けを再開する場合は、関係機関の指導の下で栽培管理を行う。
⑫本病発生ほ場から種いもを採取しない。

遵守事項の徹底に対する県の考え方

◆県の「指導及び助言」を経てもなお、遵守事項に則した防除が行われず、サツマイモ産地に重大な損害を与えるおそれがある場合、県は「勧告」、「命令」の措置を順次行います。
◆さらに命令に従わない場合は、行政代執行法に基づき、県が代執行する考えです。

<お問合せ先>
茨城県農林水産部農業技術課
生産環境グループ
Tel：029-301-3894
E-Mail：nougi@pref.ibaraki.lg.jp

サツマイモ基腐病発生時の防疫措置について

○発病時期等に応じて、以下の対応とします。

発病時期、対策のポイント		防疫措置の内容
育苗中（育苗ハウス） 「ほ場に病原菌を持ち込まない」		・発病株のあるハウスの全ての株を抜き取り、処分 ・当該ハウスは、直ちに、土壌消毒を実施
植付後（ほ場）	苗が感染源と考えられる場合※1 「ほ場に病原菌を持ち込まない」	・発病株と同一管理の苗に由来する株全てを抜き取り、処分 ・発生ほ場は、直ちに、土壌消毒を実施 ・発生ほ場に隣接するサツマイモほ場の薬剤散布を実施 ・収穫後に周辺ほ場の土壌消毒を実施
	土壌が感染源と考えられる場合※1 「ほ場内及び隣接ほ場に感染を拡大させない」	（「発病株率が３％未満」の場合） ・発病株及びその周辺株※2を抜き取り、処分 ・発生ほ場及び隣接サツマイモほ場の薬剤散布を実施 ・収穫後に発生ほ場及び周辺ほ場の土壌消毒を実施 （「発病株率が３％以上」の場合又は「上記の対策を講じてもなお新たな発病が確認された」場合） ・発生ほ場の全株を抜き取り、処分 ・直ちに、発生ほ場の土壌消毒を実施
収穫後（貯蔵中） 「ほ場に病原菌を残さない」		・発生ほ場及び周辺ほ場の土壌消毒を実施 （発生ほ場を中心として、地形や周辺環境等を考慮した上で範囲を決定する）

※１　種苗の来歴、育苗中やほ場での防除対策実施状況、植付後の経過日数等から総合的に判断する。
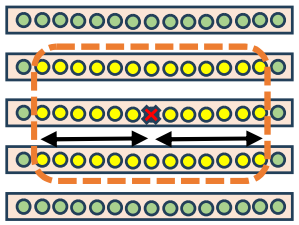
※２　発病株のある畝とその両側の計３畝
発病株を中心に畝に沿って前後２ｍの範囲
（ほ場に傾斜がある場合は高い方１ｍ低い方３ｍ）
約４０株